

大阪府就労継続支援優良取組表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）第6条の規定に基づき、大阪府就労継続支援優良取組表彰（以下単に「表彰」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の目的)

第2条 表彰は、府内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という。）に基づく行政庁の指定等を受けている障害福祉サービス事業所のうち就労継続支援B型の事業所（以下「事業所」という。）の工賃向上及び就労支援等についての優れた取組みを讃え、その取組みを他の事業所に普及させ、障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤としての就労支援の質の向上につなげることを目的とする。

(表彰事業所の選定)

第3条 知事は、取組みの内容、実績、成果等を考慮して表彰する事業所を選定する。

ただし、選定の対象となる事業所は、次のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 過去3年以内に総合支援法に基づく指定の取消し等の処分を受けていないこと。
- (2) 過去3年以内に都道府県労働局により労働基準関係法令に違反するとして公表されていないこと。
- (3) その他の法令上又は社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される状況ないこと。

2 選定に当たっては、指定指導権者又は市町村に対し指導状況等の確認等を行うほか、障がい者福祉等関係分野の有識者の意見を聞くとともに、必要に応じ取組みの状況について実地に確認等を行う。

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、表彰式を開催し表彰状を授与して行い、その概要をホームページ等で公表する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から実施する。

この要綱は、令和7年9月1日から実施する。